秋田ふるさと村　催事出店要領

秋田ふるさと村内に催事出店するにあたっての利用料金及び手続きは下記の通りです。
また、遵守事項についても必ずご確認いただきますようお願いいたします。

１．出店申込の手続きについて

①利用申込書の提出

利用希望月の60日前より申込を受け付けいたします。
申込締め切りは利用開始日の３週間前です。

※提出書類　　・催事出店申込書　・販売品目一覧表
　　　　　　　・初めて出店される方は企業概要等がわかる資料

②出店許可証の発行

出店申込書の内容を審査後、秋田ふるさと村催事出店許可証の発行をもって
出店許可といたします。

２．利用料金について

①基本料金（出店料）

秋田県ふるさと村条例に定められている利用料金をお支払いいただきます。

【屋内／ふるさと広場・工芸ゾーンなど】（4㎡以上でご利用ください。）
1日あたりの料金　@74円×利用面積
※付属備品：無し

【屋外／おまつり広場・正面入口など】
1日あたりの料金　@26円×利用面積
※付属備品：無し

【工芸展示館　実演コーナー】25㎡
こちらはコーナー全体（25㎡）を貸し切りでご利用いただきます。

1日あたりのご利用	1,850円
月単位の利用	1ヶ月8,250円 ※5日以上のご利用がある場合、月単位料金が適用になります。

※付属備品：スポット照明4個・展示用固定ガラスケース・天井コンセント1ケ所(1.5kw)
　　　　　　実演台 1台(サイズ1195㎜×1595㎜×400㎜)

②加算料金（販売手数料）

売上高（税抜）×16.5％です。

なお、１円未満の端数は四捨五入といたします。

（例）屋内に、面積４㎡を利用して10日間出店し、売上合計額が200,000円（税抜）の場合

①基本料金　@74×4㎡×10日間＝2,960円

②加算料金　200,000×0.165＝33,000円

この月の利用料金合計は2,960円＋33,000円＝35,960円（税込）

③出店の取り消し

事情により出店内容を変更及び取り消しする場合は、「催事出店変更及び取り消し申請事由書」に記入及び押印の上、提出してください。なお、出店者の一方的な事情により出店を取り消す場合は、次に定めてある解約料をお支払いいただきます。

(1)出店日の２週間前以内　　利用料金(出店料)の　５０％を解約料とする

(2)出店日の１週間前以内　　利用料金(出店料)の　７５％を解約料とする

(3)出店日の３日前以内　　　利用料金(出店料)の１００％を解約料とする

ただし、やむを得ない事情による場合はこの限りではありません。変更及び取り消し理由により判断させていただきます。

なお、取り消しが度重なる場合は次回以降出店をお断りする場合がございますので、ご了承ください。

④イベント運営協力金等

大型連休などの集客期や特定イベントの開催時などには、イベント運営や会場設営費に充てさせていただくため、イベント運営協力金等にご協力ください。金額や内容につきましては、都度お知らせいたします。

３．取扱商品について

①対象商品

秋田県内で生産・製造されたものや秋田県内で生産された原材料を使用したもの、その他、秋田ふるさと村がそぐわしいと判断したものが対象となります。

②販売品目一覧表について

販売する商品は全てご記入ください。記入されていない商品を無断で販売した場合は、出店許可期間であっても出店を取り消す場合があります。

③保健所への申請が必要な商品

食品衛生法施行条例に示される品目は、イベント開催時のみ取り扱いを可能とし、別途保健所の許可が必要となります。保健所発行の「臨時営業許可証」の写しを当社宛に提出してください。（保健所には各自で申請をしてください）

出店しようとする日の１週間前までに「臨時営業許可証」の提出がない場合は、出店を許可いたしませんので、ご注意ください。

４．売上管理について

①1 日毎に催事出店売上報告書に、出店者名、担当者名、売上高、消費税等必要事項を記入して営業終了後、必ず当日に秋田ふるさと村事務所に提出してください。

②現金での販売のほかに、商品券，イベント金券などチケットの販売分も記入してください。

③つり銭は各自でご準備ください。（秋田ふるさと村では両替を行いません）

５．精算について

①月末締めで売上高を集計し、利用料金（出店料及び販売手数料）の請求書を発行いたします。

②翌月 10 日までに秋田ふるさと村にお支払いください。

③振込みによるお支払いの場合は、振込み手数料のご負担をお願いいたします。

６．その他出店にあたっての留意事項

①初めて出店される方は、出店許可の審査のため面接等を行う場合があります。

②出店場所につきましては、秋田ふるさと村にお任せいただきます。また、出店スペースにつきましても出店希望者が多い場合等は、出店申込書に記載した希望の広さを確保できない場合があります。

③火災予防条例 第 43 条に基づき、お客様の通路として 1.8m 以上を確保することが必要です。このことを考慮した上で、秋田ふるさと村で出店スペースを決定しますので指示に従ってください。

④出店者は、催事利用のスペースや権利を譲渡、転貸することはできません。

⑤出店時間は秋田ふるさと村の営業時間に合わせてください。なお、イベント開催時や繁忙期には営業時間を延長する場合もあります。

⑥販売品には、必ず税込の価格を表示してください。また、適正な価格、適正な分量での販売をお願いいたします。

⑦電気器具、ガス器具などを使用する際は、出店申込書に必ず記入し、事前にご相談ください。なお、電気容量には限りがありますので、使用を制限させていただく場合があります。

⑧什器、イスなどの必要備品は各自でご持参下さい。使用可能な備品がある場合のみご相談に応じます。出店スペースやその付近にあるイスやテーブルは無断で使用せず、利用を希望される場合は必ずご相談ください。

⑨翌日も出店する場合は、什器や販売品を置いてもかまいません。但し、その場合商品等の紛失、破損等には一切の責任を負いませんのでご了承ください。

⑩翌日の出店がない場合は、営業終了後、什器、商品は必ずお持ち帰りください。

⑪売上報告に不明瞭な点がある場合や申し込み内容について相違がある場合、また、販売品の品質に問題がある場合は、出店許可期間であっても出店をお断りさせていただく場合があります。

⑫来場のお客様にとっては、出店者の皆さんも秋田ふるさと村のスタッフです。

笑顔で心のこもった接客を心がけてください。
⑬出店に際してのゴミは必ずお持ち帰りください。
⑭屋内での販売については、煙や強い臭いが出るものはご遠慮いただく場合があります。

※上記事項を遵守できない場合、お客様とのトラブルがあった場合は出店許可期間内であっても出店をお断りさせていただく場合があります。

７．付記

要領に定めのない事項、または内容に疑義が生じたときは、双方協議の上、決めることといたします。

以　上

（2023.5.1）